

## 青森市立沖館小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

#### 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利をめざましく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### 2 いじめとは

#### いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」〔いじめ防止対策推進法（定義）第2条〕をいう。本校では、この法に則り、これをいじめの定義ととらえる。

### 3 校内体制について

「いじめ防止等対策委員会」を設置し、協働的な生徒指導体制を有効に機能させる。

#### (1) 構成員（役割）

校長（総括 決定）

教頭（校内の連絡調整・家庭、関係者間の連絡・教育委員会、警察等と連絡

職員、保護者への指導助言）

いじめ防止推進教師（委員会の招集、運営、情報の集約・分析）

いじめ防止推進教師サポーター（いじめ防止推進教師の補助）

生徒指導主任（情報収集、学年間の調整、報告書作成）

各学年主任（学年内の情報収集、学年の動きの決定、学級担任の支援）

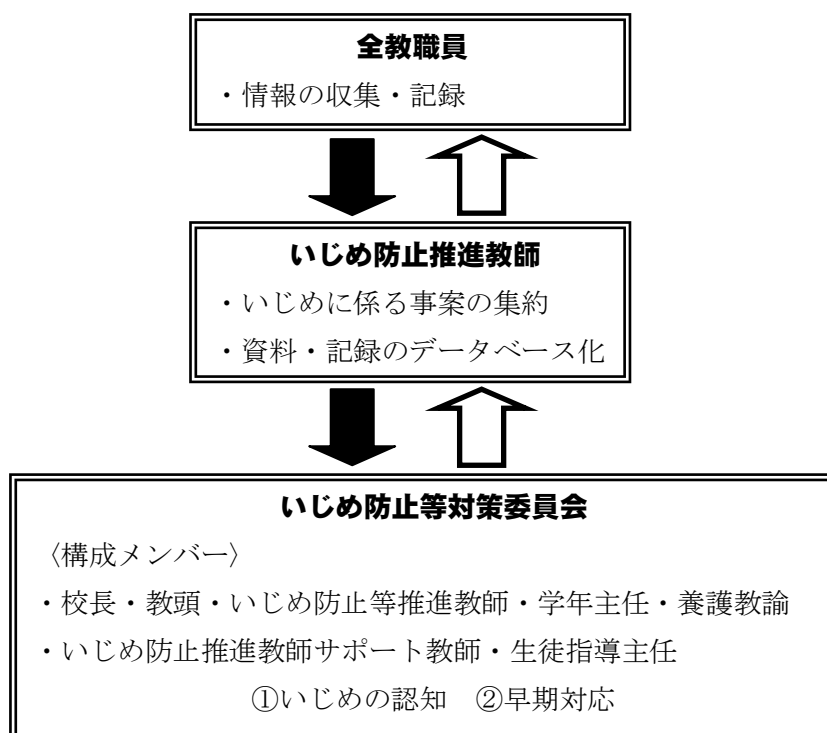
関係者の学級担任（当事者の事情徴収、保護者との連絡、その他の学級児童の指導）

養護教諭

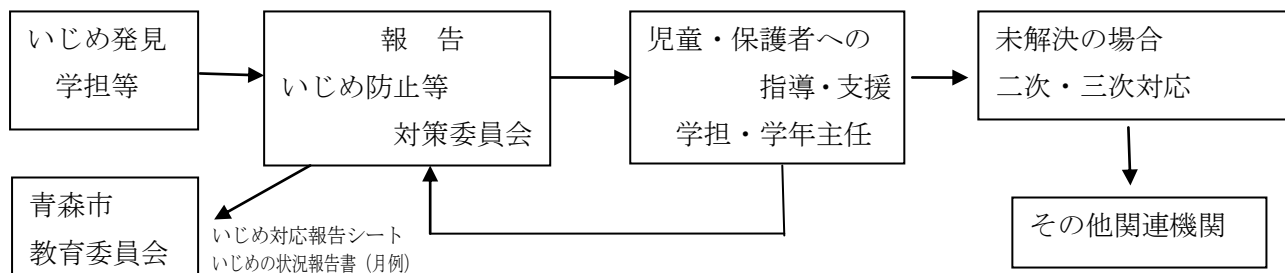
- \* その他必要に応じてスクールカウンセラー、PTA 会長、学校評議員、特別支援教育コーディネーター等が参加する。

#### (2) 開催 週 1 回 情報交換を行う。いじめ事案発生時等は緊急に開催する。

### (3) いじめ問題対応チームを中心とした指導体制



### (4) いじめ防止等対策委員会における基本的な取り組みの流れ



## 4 いじめの未然防止について

- (1) 全ての児童が授業に参加できる、授業を通して自己有用感を味わわせる授業を目指し、授業参観や協議を行い、教員としての資質を高める。(月1回)
- (2) 年度当初に「自己診断チェックシート」を活用した意識改善やいじめ問題に関する情報提供・情報交換を行い、いじめ防止に関する職員の資質向上を図り、全教職員でいじめに対する共通理解を図る。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (4) いじめ防止や情報モラル教育の充実のために、冬季休業前後に道徳の時間や学級活動等の授業で年間指導計画に則り、重点的に指導できるように年間計画の作成を行う。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、学期に1回、学校便りの活用、全校集会での講話、全校たてわり班によるふれあい活動等を実施する。

## 5 いじめの早期発見について

### (1) 情報収集

- ① 児童観察、児童理解に努める。(行動、表情、服装など)

小さなサインを見逃さない。日頃から児童理解を丁寧に行う。相談したいと思える信頼関係を築く。積極的に声がけて関わる。

- ② 児童を対象に実態調査を定期的に行う。

「いじめ0アンケート」 (月に1回 年間12回)

- ③ 日記指導等による情報収集を行う。

### (2) 児童、及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるように相談体制を整備する。

- ① 家庭訪問の実施 (長期休業中) 電話相談の実施 (随時)

※長期休業日終了1週間前頃から全児童を対象として直接面談するか電話訪問を行う。

また、始業式後から全児童にアンケートと教育相談を実施する。

- ② 学級懇談(教育相談)の実施 (参観日 年4回)

- ③ 関係機関との連携 (必要に応じて) スクールカウンセラーとの面談

対象：子ども・保護者・教師

### (3) 地域との連携

- ① 地域の防犯パトロール、民生委員との情報交換 (各学期に1回)

- ② 学校だより等を通じて学校の取り組みの紹介とともに情報提供の呼びかけ

## 6 解決に向けた対応について (いじめに対する措置)

- (1) いじめに係わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

- (2) いじめの事実が確認された場合は、すぐにいじめをやめさせる。

- (3) いじめを受けた児童・保護者に対する支援を継続的に行う。

- (4) いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (5) 周りで見て見ぬふりをしていた児童や囁し立てた児童に対する指導を行う。

- (6) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときには、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせるなどの措置を講ずる。

- (7) いじめ再発防止に向け事案の考察を行い、対策を練り、全職員で共通理解する。

## 7 重大事態への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、青森市教育委員会にすみやかに報告する。

- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察と連携して対処する。

## 8 評価

学期末に学校評価を通じて「いじめ」について、取り組みを評価する。

## 9 その他

- (1) 校外のいじめ相談窓口のちらし等を長期休業前に全家庭に配付し、周知を図る。
- (2) いじめ問題について、新聞報道等を敏感に把握し、機を逃さず職員間で共通理解を図り、組織的に指導、対応にあたる。

平成27年4月1日 一部改訂 構成員にスクールカウンセラーを追加

平成29年1月9日 大幅改定

## 補足資料1

### 1 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは、全ての児童に関係する問題である。
- (2) 児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- (3) 全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。
- (4) 家庭、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (5) 学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- (6) 適切かつ迅速にこれに対処する。
- (7) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。

### 2 いじめの構造やその背景

- (1) その場の雰囲気（空気）という感覚的な動機が増えている。対象が特定の個人に限ることなく被害者、加害者ともに短期間で入れ替わる。
- (2) ゲーム化、陰湿化、集団化、一般化、流動化して見えにくくなってきている。学校間、異年齢にまたがる場合もある。
- (3) 価値観の多様化にともない自分のもつ「正義」の価値観の不安定感や、孤立への不安が高まってきている。
- (4) 情報機器の発達とともに、ネット化が進んでいる。
- (5) 不登校問題とも密接に関わり「心の居場所」「絆づくり」が必要である。
- (6) 少子化、核家族化、都市化が進み、人間同士のふれあいが希薄化してきている。思いやりの心の育成が必要である。思いやりの心の未成熟、加減のなさから、深刻化、犯罪行為にいたる場合もある。

### 3 いじめの一般的態様

- (1) 悪口（ひやかす 真似る 言いふらす ネット上での誹謗中傷も含む）
- (2) 持ち物へのいたずら（かくす いたずら書きする）
- (3) 暴力（わざとぶつかる つまずかせる）（殴る 蹴る）
- (4) 無視（なかまはずし）
- (5) 行為の強制（おどし 命令 金品取り上げ 強要）
- (6) おせっかい（つきまとい まちぶせ 嫌がることを繰り返す）